

Title	村落社会の構造と変遷：能登地方における村落成員権についての研究
Author(s)	安井, 眞奈美
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/40116">http://hdl.handle.net/11094/40116</a>
DOI	
Rights	

**Osaka University Knowledge Archive : OUKA**

<http://ir.library.osaka-u.ac.jp/dspace/>

氏名	安井 真奈美
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 12896 号
学位授与年月日	平成9年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科日本学専攻
学位論文名	村落社会の構造と変遷 —能登地方における村落成員権についての研究—
論文審査委員	(主査) 教授 小松 和彦  (副査) 教授 中村 生雄 教授 広田 昌希

#### 論文内容の要旨

本論文は、能登地方門前町における長期のフィールドワークを通じて得た資料に基づき、村落社会の構造とその近代以降の変遷過程を、村落成員権とそれと密接に関連する入会権に焦点を合わせて考察したものである。

能登地方の村落では、村落において承認された「一軒前の家」のことを「ツラをもっている家」と表現してきた。しかし、このツラという民俗語彙の指示する意味内容が、過疎化や近代法の浸透などによって地域的にかなりの違いを示しつつ変遷していった。本論文は、門前町のツラ概念の詳細な調査と分析を積み重ね、このツラ概念の変遷と地域偏差のなかに、それぞれの村落が近代をどのように受けとめ、それに対処していったのかを見ようとしている。

本論文は、序、本論五章、結語、補論2編、から構成されている。

まず、序では、ツラという民俗概念の考察によって浮かび上がってくる入会権の解体という文脈に沿いながら村落社会の変容の様相を探り出すことができるという、本論文の目的および具体的研究対象の設定と、論文の全体構成が概観される。

第一章「研究史の整理と問題点」では、民俗学における村落研究史を概観し、従来の民俗学的村落研究には、村落社会にとって近代とは何であったのかということに関する視点が欠けていたこと、また、村落社会の慣習が解体した後に析出される「個人」に注目した研究が皆無に近いことなどの問題点を指摘し、村落社会の構造と変容を具体的に把握するために、村落成員権を意味するツラ概念と村落成員権取得儀礼であるザイレ儀礼の分析が有効であるとする。そして、その双方の先行研究を整理・検討した上で、ツラを「世帯を単位とした村落社会における成員権」と規定し、ツラがこの規定から逸脱していく過程のなかに村落社会の変容を見ることができるといふ仮説を提示する。

第二章「ツラを基にした村落社会の構造」では、論者がインテンシブな調査を行った、門前町七浦地区百成大角間村落および近隣の村落における、ツラに焦点を合わせた村落構造の実態が詳細に記述・分析される。この百成大角間村落では、古くから「ツラは二十五」と言われ、世帯数に制限が加えられていた。したがって、以前は、家の廃絶などで生じた余剰のツラを継承することによってしか、分家を出すことはできなかった。ツラを所有するということは、当該村落の正式な構成員としての権利と義務を所有するということ、なかでも祭礼への参加、共有地の利用が重要な項目であった。しかし、近代になり過疎化の波がこの地域にも及び、ツラをもっていた家が一家を挙げて離村するという事態が生じ、離村世帯の継承者を見出せないツラの扱いに苦慮することになった。各村落は、この余剰となったツラを抹消させることなく、村落が買ったり、村落の有力者が買ったり、あるいは村落が一時預かる、といっ

た新しい方法で対処しようとした。論者は、ツラのこのような処理の仕方に、現実的には村落が衰退しつつも、村人の脳裏には旧来からの村落の枠組みが生き続けているのだ、ということを読み取ろうとしている。

第三章「村落成員権取得の儀礼」では、主として門前町鬼屋村落に残されていた明治32年から平成3年までの百年に及ぶ村落成員権取得儀礼の記録『座入披露帳』の分析から、ツラの継承の実態を明らかにしている。ザイレとは、文字どおり、村落の構成員として世帯（家）の代表者を迎え入れて承認することである。ザイレ儀礼の主たる目的は次世代の世帯主（家の当主）の承認にあったが、後継者となるべき実子がいない場合には、村落内外から養子を迎えたり、ツラを所有する家の廃絶によって生じた余剰のツラを利用しての分家独立を承認する場合もあった。すなわち、ザイレはツラと深く関連したもので、ツラの担い手を確保するための制度化されたシステムであった。このように、当該地域の村落は村落成員権取得の儀礼を用意することで、ツラの担い手を確保し村落の固定化・安定化をはかってきた。しかしながら、ツラを放棄するような家が出てきたり、さらにはそのツラの継承を希望する者がいない、といった事態が生じることになるのを当該地域の村落はまったく想像することがなかったため、そのような事態が生じたときの対処の仕方をもっていなかったのである。

第四章「村落社会が直面した近代」では、これまでの考察で明らかになったツラの実態に基づきつつ、村落の成員権を示すための概念であったツラが、近代になってどうして特定の家に固定されたり、一時的に隠されてしまったりするようになったのかを、村落の共有地に関する権利との関係において詳細に検討している。ツラは、本来、当該村落を構成する正式な家であることを意味するもので、その家には村落構成員としての権利と義務がともなっていた。したがって、村落を離れてしまえば、村落における権利や義務は消滅し、ツラもまた消滅すると考えられるにもかかわらず、論者の調査地百成大角間では、村落の構成員が転出して、ツラはその担い手が所有したまま生き続けているのである。論者は百成大角間村落が昭和58年に石川県林業公社との間に結んだ「分収造林契約書」の分析を通じて、これはツラが共有地に関する権利、すなわち、共有地の山林が将来生み出す「富」の配分権を含んでいるからで、しかも、共有地が慣習法の世界から近代法の世界へと取り込まれていくなかで、村落といった漠然とした主体の所有物ではなく、ツラを所有する世帯主が連名で登記する共有財産や森林組合管理財産へと変容していったことにより、村落を越えて有効性を発揮する権利となったこととも関係している、と考察している。

第五章「現代に生き残るツラ」では、第四章で取り上げた百成大角間の造林契約書に記された「富」の配分権の数と当該村落における現在の世帯数の不一致の分析から、ツラを持って村落を出ていったかつての村落構成員に対する村落に留まっているツラ所有者の思いやりや、彼らのツラを媒介にした村落像、さらにアイデンティティのあり方が検討される。そして今後も、ツラは共有地の権利と結びついている限り、たとえ当該村落を構成するツラ所有世帯が最後の1軒になろうとも、その脳裏には、旧来からのツラの数と造林契約書に記された「富」の配分権であるツラの数によって固定された村落の枠組みが生き続けているであろう、と推定している。

結語では、以上の議論を要約した上で、本論文によって、近代社会のシステムに能登地方の村落の慣習がどのように対応していったのかを具体的に知るためのモデルケースを提示しえた、と結論づけている。

なお、巻末には、ツラを媒介にした村落像や村落の人々のアイデンティティのあり方を、今後は「ふるさと」をめぐる諸現象・言説の文脈のなかで考察していこうとしている論者の研究方向を示す、補論Ⅰ・Ⅱが付されている。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、フィールドワークに基づいて、能登地方門前町の村落社会の変遷過程を、ツラという民俗概念の指示する意味内容の変遷を丹念に分析することを通じて明らかにした研究である。民俗学における村落研究はこれまで、近代以前の村落構造を復元し類型化するとともに、その構造と機能を明らかにすることに比重がおかれ、近代化による村落の変容を自明なものとしてみなすものの、その変容過程を丹念に調査に基づいて具体的に分析・考察した研究はほとんどなされることがなかった。本論文は、こうした民俗学が見逃してきた村落の変容の実態を、村落成員権を意味していたツラ概念の変遷と村落の慣習に基づく共有地の利用形態が近代との遭遇によって解体していく過程とを関連させて解き明し、近年きわめて低調な村落研究の新たな可能性を示した堅実な研究である。

評価すべき点を具体的に挙げると、まず第一に、長期にわたる忍耐強い調査から、村落の変容過程を物語る具体的な素材を聞き書きと文字資料の双方から探し出し、それに基づいた実証的な研究をめざしていることである。とくに論者が村落成員権取得儀礼の記録とみなす『座入披露帳』や「分収造林契約書」を手がかりにしたツラ概念の変遷の把握は説得的である。また、フィールドワークによる研究は、調査地域の限定されたモノグラフ的記述に留まりがちであるが、本論文は近隣の村落やさらに関連する素材を扱った先行研究を利用することで、当該地域のデータの相対化についての配慮を行っている点も評価できる。

第二に、民俗学では敬遠されがちな入会権を真正面から取り上げることによって、村落の変容過程を浮かび上がらせたことである。一軒前の家として承認された家の権利と義務のなかに含まれていた共有地をめぐる権利と義務は、近代法に遭遇することで共有地が登記の対象となりツラを持つ世帯主たちの共有財産権に変化した。この結果、登記簿に記載された「個人」たちは、村落を離れてもその共有地への権利を保持し続けることになり、ここに従来では村落内でしか有効性を持たなかったツラを村外へ持ち出すことの可能性が生じたとする指摘は、本論文においてもっとも注目される部分である。

第三に、こうした近代におけるツラ概念の変遷を踏まえて、ツラ概念の現在の中身やツラ概念の将来を記述し予想していることも注目すべき点である。共有地の権利として生き続けるツラは、現在では村落成員権とはほとんど無縁の概念となりながらも、現在生きているツラ所有者にとって、ツラは遠い過去のものになってしまった村落共同体のメンバーの証しとしての意味を帯びていること、そして、彼らがもはや戻ることはいえなかつたのメンバーのために、共有地の権利を留保し続けようとする姿に、村落の執拗な排他性と村落の解体の様相の双方を読みとったことも、新鮮な指摘であるといえる。

第四に、能登地方のツラの分析を基礎に、九州南部のカブ、九州北部や東海地方のカド、島根などの日本海側にみられるカオ、といった一軒前の家や同族団、近隣集団を意味する民俗概念の比較検討のための普遍的モデルを、十分とはいえないが追求しようとしている姿勢も評価できる。

しかし、本論文には今後検討し改善しなければならない弱点や問題点もみられる。たとえば、村落社会の構造とその変遷を、村落成員権を意味していたツラ概念と共有地の関係の変遷から把握しようと試み、その点に限っていえば成功を収めているといえる。だが、それによって本論文の標題とされている「村落社会の構造と変遷」の全体像が解明されたとはいいがたい。村落社会の構造の変遷を把握するためには、本論文でも若干考察されている村落の運営を司る「寄り合い」の構造とその変遷、祭祀組織の構造・機能とその変遷、家族・親族集団の構造・機能とその変遷など、多面的に解明しなければならない。今後、こうした方向への発展がなされなければ、論者の意図する近代に直面した村落社会の、より具体的な実態は浮かび上がってこないであろう。

また、論者は能登地方でも地域によってかなりの偏差を見せるツラ概念に振り回されることを避けるために、「世帯を単位とした村落成員権」としてツラを規定し、これを分析概念として論を進めようとしているにもかかわらず、本論文では分析概念というよりも、近代と遭遇する以前のツラの実態概念として運用している感がある。こうした問題を克服し全国各地の同様の民俗事象を分析する方向を切り開くためには、さらなる理論的・分析的研鑽が望まれる。

このように、改善すべき諸点はあるものの、本論文が、博士（文学）の学位を受けるに十分な価値をもつことを認定するものである。